

教育職員等の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月30日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 一 男

岩手県教育委員会規則第7号

教育職員等の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

教育職員等の勤務時間に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定)</p> <p>第3条の2 第6条に定めるもののほか、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の割振りは当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い1日につき7時間45分の範囲内で、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間の割振りは1日につき7時間45分の範囲内で所属長が定めるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第3条の3 [略]</p>	<p>(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定)</p> <p>第3条の2 <u>第3条の4及び</u>第6条に定めるもののほか、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の割振りは当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い1日につき7時間45分の範囲内で、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間の割振りは1日につき7時間45分の範囲内で所属長が定めるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第3条の3 [略]</p> <p><u>(職員の勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間)</u></p> <p>第3条の4 <u>職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条第3項の規定に基づき割り振られた勤務時間中には、その勤務時間が、7時間45分を超える場合にあっては所属長の定めるところにより1時間以上の、7時間45分以内である場合にあっては所属長の定めるところにより1時間の休憩時間を置く。ただし、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）第3条第1項第2号ただし書に規定する特例対象日において勤務時間が6時間未満である場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>第3条第3項の規定は、前項本文に規定する勤務時間が7時間45分以内である場合の休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第3条の4第1項本文」と読み替えるものとする。</u></p>

<p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務における勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間)</p> <p>第4条の2 <u>職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例</u>(平成6年岩手県条例第57号)第9条の2の2の規定に基づき割り振られた勤務時間中に第3条第2項の規定による休憩時間を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>(子育て等の事情がある職員の勤務時間の割振りの特例)</p> <p>第5条 所属長は、子育て、介護、通勤その他の別に定める事情がある職員(第3条第4項、第3条の2、<u>第3条の3</u>及び第7条の規定の適用を受ける職員並びに別に定める職員を除く。)から申出があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、次に掲げる勤務時間のいずれかを割り振ることができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(第1号会計年度任用職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第7条 第1号会計年度任用職員の勤務時間の割振りについては、<u>職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例</u>の適用を受ける職員との権衡を考慮して、所属長が別に定めることができる。</p>	<p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務における勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間)</p> <p>第4条の2 <u>勤務時間等条例</u>第9条の2の2の規定に基づき割り振られた勤務時間中に第3条第2項の規定による休憩時間を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>(子育て等の事情がある職員の勤務時間の割振りの特例)</p> <p>第5条 所属長は、子育て、介護、通勤その他の別に定める事情がある職員(第3条第4項、第3条の2から<u>第3条の4</u>まで及び第7条の規定の適用を受ける職員並びに別に定める職員を除く。)から申出があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、次に掲げる勤務時間のいずれかを割り振ることができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(第1号会計年度任用職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第7条 第1号会計年度任用職員の勤務時間の割振りについては、<u>勤務時間等条例</u>の適用を受ける職員との権衡を考慮して、所属長が別に定めることができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。